

監 発 第 6 5 号  
令和 4 年 1 月 2 6 日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月24日～ 1月21日	1月17日
地域創生部 地域共生課	11月30日	12月24日～ 1月21日	1月18日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月24日～ 1月21日	1月18日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員

から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、交流観光課について、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。商工港湾課及び地域共生課については文書により指摘すべき事項はなかった。

その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

注意事項

○契約の事務手続きが適正でないもの

契約名称：観光用自転車点検防犯登録・赤色TSマーク付帯保険登録

相手方：〇〇組合 会長 A

随契理由：赤色TSマークの登録には、自転車の防犯登録及び自転車安全整備店での点検が必要となる。△△△は観光用自転車の修繕・整備を長年に渡り行っており、配置された観光用自転車の整備状況を把握していること、赤色TSマーク登録に必要な自転車安全整備店として認定されていることから、一者随契とするもの。

見積施行伺い、業者提出の見積書、契約伺と契約締結まで、契約の相手方は全て「△△ A」として事務手続きがされているが、実際に交わされた契約書の相手方はAが代表を務める団体「〇〇組合 会長 A」となっており、名称が違っている。

入札（見積）事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。

指摘事項

○負担金支出の目的が明確でないまま事務処理が行われているもの

酒田観光戦略推進協議会負担金

令和2年5月1日の令和2年度協議会負担金支出負担行為の事務処理に際し「協議会負担金の請求について」の請求文書添付のみで支出負担行為がなされている。

酒田市支出負担行為に関する規則第4条 別表1によれば、支出負担行為として整理する時期及び必要な書類は、「請求のあった時」に「請求書及び申込書」となっているが、申込書がないまま支出負担行為処理を行っている。

今後は、法令、条例、規則等を遵守し、適正に事務処理を行うこと。

指摘事項

○負担金支出の目的が明確でないまま事務処理が行われているもの

酒田観光戦略推進協議会負担金

令和2年6月18日 令和2年度協議会負担金 6月補正分支出負担行為増額

令和2年7月31日 令和2年度協議会負担金 7月補正分支出負担行為増額

令和3年1月22日 令和2年度協議会負担金 12月補正額分支出負担行為増額

すべての支出負担行為の増額処理が、年度当初に支出負担行為を行った際に添付されていた「支出負担行為（何無）（集合）PDF」と、「02-1負担金請求書/年額」（年度当初の請求書）のみで、支出負担行為額を増額しなければいけない根拠書類がない。

酒田市支出負担行為に関する規則第4条 別表1によれば、支出負担行為として整理する時期及び必要な書類は、「請求のあった時」に「請求書及び申込書」となっているが、いずれの書類もないまま支出負担行為処理を行っている。

今後は、法令、条例、規則等を遵守し、適正に事務処理を行うこと。

## 指摘事項

### ○正当な債権者に支払われていないもの

酒田観光戦略推進協議会負担金

令和3年1月22日 令和2年度 負担金 支出命令（6回目）について、令和2年1月22日付の請求書によって、支払いしている。

また、令和3年5月25日 協議会負担金追加請求分 支出命令については、令和2年度協議会負担金について支出額が確定し、不用額が一般会計へ戻入れされた後、後日、未請求分の請求が発見されたため追加請求があったもの。

追加請求に際し、協議会代表から事務局長への委任状が添付されているが、請求当時、委任状で協議会事務局長とされている交流観光課観光主幹は正当な請求者ではないにも関わらず処理されている。

今後は、法令、条例、規則等を遵守し、適正に事務処理を行うこと。